

# 資 料 編

## 1 体系図

## 2 現状と課題

## 3 アンケート結果

- ①平成 29 年度第 3 回浜松市広聴モニターアンケート調査結果
- ②平成 29 年度浜松市立図書館利用に関するアンケート調査結果
- ③平成 29 年度『市民への約束』評価月間アンケート調査結果

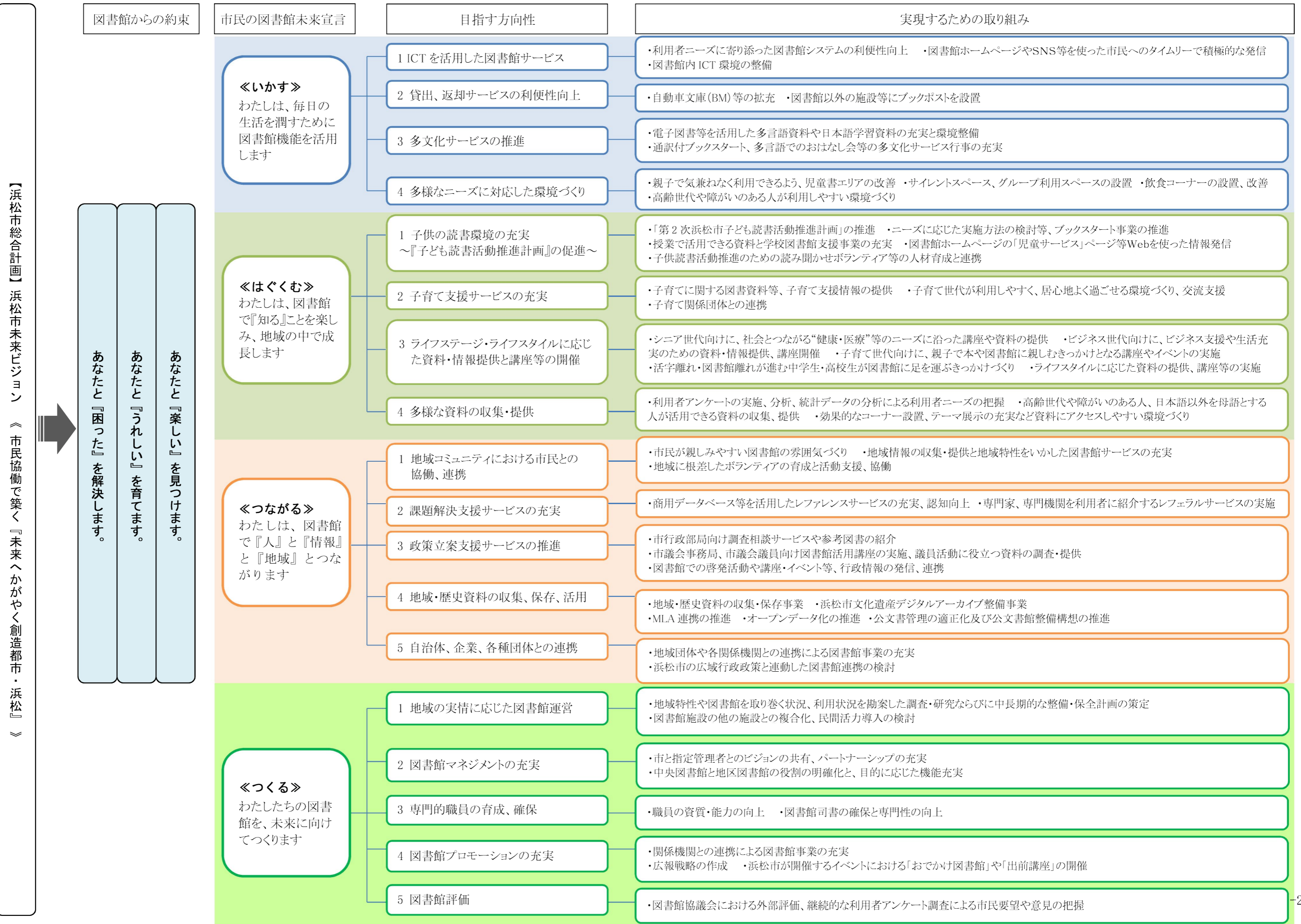
## 4 市民ワークショップ記録

## 5 図書館協議会



# 1 体系図

## 《 浜松市図書館ビジョン 》



## 2 現状と課題

### 1 施設

浜松市は、平成17年7月の12市町村合併、平成19年4月の政令指定都市移行を経て、人口80万人を擁し、面積1,558 km<sup>2</sup>という伊豆半島より広い市域を抱える都市です。

市立図書館において、直近では、平成23年1月に流通元町図書館を、平成28年4月に都田図書館を開館し、平成30年度現在で23館1分室となっており、広域都市における図書館空白地帯の解消に努めてきました。

図書館施設の形態は、従来型の単独館や協働センターとの併設館、民間施設内の複合館など多様であり、地域に根差した図書館サービスを展開する一方、施設の老朽化による改修や修繕費といった維持管理経費が増大しています。

これらを踏まえ、質の高い市民サービスを提供することと、市民の財産として保持していくことを両立させるため、浜松市公共施設等総合管理計画に基づき、施設のあり方を検討することが必要となります。

【表1】 築年数及び施設形態

館名	行政区	開館	築年数	施設形態	備考
中央	中区	1981年(昭和56年)04月14日	36年	単独	
駅前分室		2011年(平成23年)11月09日	06年	複合	遠鉄百貨店新館9階
城北		2006年(平成18年)10月01日	11年	単独	
南		1992年(平成04年)04月08日	25年	複合	南部協働センター
西		1979年(昭和54年)04月01日	39年	単独	
北		1983年(昭和58年)04月07日	34年	併設	北部協働センター
積志	東区	1980年(昭和55年)04月04日	37年	併設	積志協働センター
東		1982年(昭和57年)04月08日	35年	複合	蒲協働センター
流通元町		2011年(平成23年)01月06日	07年	複合	産業展示館北館1階
南陽	南区	1984年(昭和59年)04月11日	33年	複合	南陽協働センター
可新		1997年(平成09年)04月15日	20年	単独	
はまゆう	西区	2004年(平成16年)07月22日	13年	単独	
舞阪		1990年(平成02年)08月08日	27年	複合	郷土資料館
雄踏		1998年(平成10年)07月01日	19年	単独	
都田	北区	2016年(平成28年)04月01日	02年	単独	
細江		1990年(平成02年)09月11日	27年	単独	
引佐		1998年(平成10年)04月01日	20年	単独	
三ヶ日		2000年(平成12年)02月15日	18年	単独	
浜北	浜北区	2001年(平成13年)07月01日	16年	複合	なゆた・浜北
天竜	天竜区	1980年(昭和55年)08月20日	37年	複合	二俣協働センター
春野		1992年(平成04年)08月03日	25年	複合	歴史民俗資料館
佐久間		1989年(平成元年)06月22日	28年	複合	佐久間駅舎
水窪		1996年(平成08年)07月07日	21年	複合	水窪文化会館
龍山		1990年(平成02年)08月08日	27年	複合	龍山森林文化会館

2018年(平成30年)4月1日現在

## 2 管理運営

図書館運営について、本市では平成 18 年 11 月から駅前分室に指定管理者制度を導入したのを皮切りに、これまでに 16 館 1 分室が指定管理者による運営となっています。これにより、各図書館において地域との連携や市民サービスの向上が図られてきました。

また、平成 26 年 4 月からは、合併前の開館日・開館時間を踏襲していたものを順次刷新し、より利用しやすい図書館となるよう、開館時間の延長と年末年始以外はいずれかの図書館が開館している環境を整えました。

民間活力の導入による効果が得られている中、今後さらに利用者サービスの向上を図るためには、23 館 1 分室の中心となる中央図書館の全館マネジメント能力を上げていく必要があります。

また、地区図書館においては、全市的な図書館サービスの水準を維持しながら、地域実情を把握し、暮らしやまちづくりを支える情報発信やコミュニティの形成といった視点からの管理運営が必要となっています。

【表 2】指定管理者制度の導入状況

館名	導入時期	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
駅前分室	H18.11.01	新規	→			更新	→			更新					
流通元町	H23.01.06					新規	→			更新					
西	H24.04.01							新規	→			更新			
積志	H24.04.01							新規	→			更新			
南 東 北 南陽	H25.04.01								新規	→			更新		
浜北	H25.04.01								新規	→			更新		
はまゆう	H26.04.01									新規	→				
可新 雄踏	H26.04.01									新規	→				
細江 引佐 三ヶ日	H26.04.01									新規	→				
舞阪	H26.04.01									新規	→				
都田	H28.04.01											新規	→		

【表3】開館日・開館時間の拡大状況

■H26実施館 ～H25まで

館名	休館日	開館時間
駅前分室	月曜(休日除く)	平日 10:00～20:00 他 10:00～18:00
はまゆう	火曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～17:30
浜北	月曜(祝日除く) 月曜祝日の翌日	平日 09:30～19:00 他 09:30～17:00
天竜	月曜日、休日 月曜祝日の翌日	09:00～17:45
細江	火曜(休日除く)	月・水～土 10:00～18:00 日曜・休日 09:00～17:00
引佐	月曜、休日 月祝日の翌日	10:00～18:00
三ヶ日	月曜、休日 月祝日の翌日	火～土 09:30～18:00 日 09:00～17:00
西	月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～17:30
積志	火曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～17:30
可新	月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～17:30
雄踏	月曜、休日 月祝日の翌日	09:00～17:30
舞阪	月曜、休日 月祝日の翌日	09:30～17:30
流通元町	月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～17:30

休館日	開館時間
無休館	平日 10:00～20:00 土日休 10:00～18:00
無休館	平日 09:00～19:00 土日休 09:00～18:00
無休館	平日 09:00～19:00 土日休 09:00～18:00
無休館	09:00～17:45
無休館	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00

■H27実施館 ～H26まで

館名	休館日	開館時間
中央	月曜(休日除く)	平日 09:00～19:00 土日休 09:00～17:30
城北	無休館	平日 09:00～19:00 土日休 09:00～17:30

休館日	開館時間
無休館	平日 09:00～19:00 土日休 09:00～18:00
無休館	平日 09:00～19:00 土日休 09:00～18:00

■H30実施館 ～H29まで

館名	休館日	開館時間
南	月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～17:30
東	月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～17:30
北	月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～17:30
南陽	月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～17:30

休館日	開館時間
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00
月曜(休日除く)	金(休日除く) 09:00～19:00 他 09:00～18:00

3 資料

平成29年度末の浜松市立図書館の蔵書は約235万冊※あり、市民一人あたりの蔵書数(2.95冊)では、政令指定都市の中で第2位となり、平均値(1.90冊)を大きく上回っています。

貸出冊数及び貸出利用者数は、ここ5か年では概ね増加傾向にあり、インターネットの普及に伴い、手軽に予約ができるようになったことが要因の一つと考えられます。

また、平成26年10月から貴重な古文書や絵図をデジタルアーカイブとしてインターネット上で公開しており、所蔵資料の効果的な活用を図っています。

さらに、平成30年2月からは、電子図書サービスの利用提供を試験的に開始し、本格導入に向けて調査研究を行っています。

※雑誌、AV資料を除く

その他、視聴覚資料の提供も行っており、雑誌も加えると資料数は約 250 万点となっています。

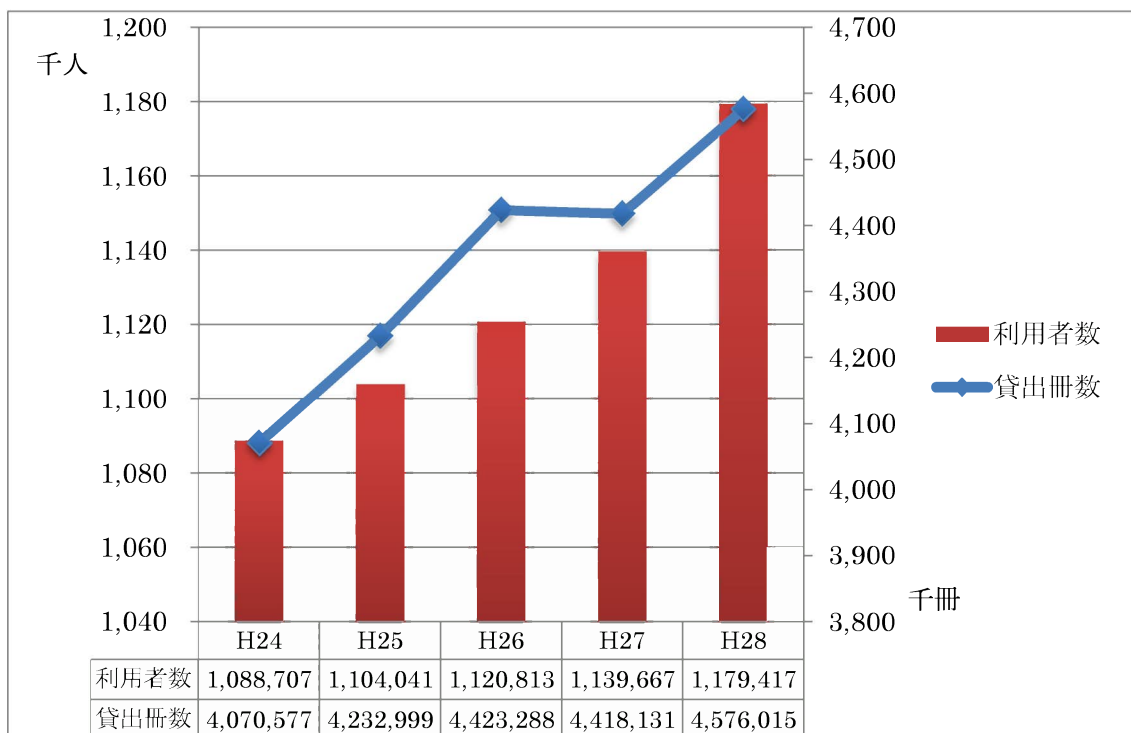
蔵書構築は図書館サービスの根幹をなすものであり、今後においても、市民のニーズに留意しながら多様な資料の収集と効果的な提供を行っていくことが必要となります。

【表 4】政令指定都市の蔵書数（市民一人当たり）

No.	都市名	奉仕人口 (人)	蔵書数(逐次刊行物を除く)		奉仕人口当たり	
			(冊)	順位	(冊/人)	順位
1	札幌市	1,957,685	2,708,351	5	1.38	15
2	仙台市	1,080,263	1,963,955	11	1.82	10
3	さいたま市	1,284,937	3,654,581	3	2.84	3
4	千葉市	973,856	2,295,035	8	2.36	5
5	横浜市	3,728,124	4,142,124	2	1.11	19
6	川崎市	1,496,035	1,941,936	13	1.30	17
7	相模原市	720,986	1,489,209	19	2.07	9
8	新潟市	796,269	1,912,358	14	2.40	4
9	静岡市	707,173	2,356,756	6	3.33	1
10	浜松市	795,322	2,349,680	7	2.95	2
11	名古屋市	2,303,070	3,327,280	4	1.44	14
12	京都市	1,469,360	1,908,418	15	1.30	16
13	大阪市	2,704,557	4,239,108	1	1.57	12
14	堺市	835,467	1,889,247	16	2.26	8
15	神戸市	3,068,122	2,101,687	10	0.69	20
16	岡山市	720,078	1,687,756	17	2.34	6
17	広島市	1,193,051	2,132,517	9	1.79	11
18	北九州市	950,412	1,387,643	20	1.46	13
19	福岡市	1,557,669	1,950,274	12	1.25	18
20	熊本市	678,448	1,541,260	18	2.27	7

出典：平成29年度 政令指定都市立図書館長会議資料(H28実績)より

【表 5】利用者数・貸出冊数の推移



※貸出冊数はH25から貸出期間延長分も含む

#### 4 図書館サービス

図書館法第二条では、『「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設』とあり、図書館は本を貸出す以上の使命があると考えられます。

本市では、児童向けのおはなし会や赤ちゃんやその保護者を対象としたブックスタート事業、一般向けの郷土研究講座や読書講演会等を開催しており、図書を通じた多様な教養・娯楽の場を提供しています。

また、障がいのある人のための奉仕者養成講座や声のライブラリーといった録音・点字図書の貸出、高齢世代のための健康・医療情報発信、外国人に向けた多文化サービスの提供等、誰もが図書館に親しみを持っていただけるような創意工夫を心掛けています。

これまでの図書館サービスは、情報と人を結び付け、ひとりひとりに寄り添うパーソナルなサービス（情報⇄人）に重点をおいていましたが、今後は、人と人とが交流し、にぎわいを生み出す社会的コモンズとしてのサービス（人⇄人・地域）についても求められているところであり、これからの図書館機能としては、その両立を図っていかねばなりません。

【表 6】図書館サービス一覧

○児童サービス事業	○障がい者サービスに関する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パパ・ママ絵本講座</li> <li>・おでかけ絵本講座</li> <li>・読み聞かせボランティア養成講座</li> <li>・ブックスタート事業</li> <li>・おはなし会</li> <li>・えほんとわらべうたの会 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音訳奉仕者養成講座</li> <li>・点訳奉仕者養成講座</li> <li>・声のライブラリー ほか</li> </ul>
○学校との連携・学校図書館への支援	○一般向け講座・講演会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館職員研修会</li> <li>・学習支援パック貸出</li> <li>・調べ学習コンクール</li> <li>・夏休み調べ学習講座</li> <li>・読書感想文コンクール</li> <li>・親子新聞講座</li> <li>・施設見学等受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書推進講演会</li> <li>・子ども読書推進講演会</li> <li>・郷土研究講座(前・後期)</li> <li>・古文書解読会</li> <li>・デジタルアーカイブ公開記念講座</li> <li>・情報活用講座 ほか</li> </ul>
ほか	○その他事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種企画展</li> <li>・外国人向けおはなし会</li> <li>・16ミリフィルムライブラリー</li> <li>・ボランティア、実習生受入 ほか</li> </ul>

## 5 レファレンス（調べもの）サービス

レファレンスサービスとは、ある特定の情報を求める利用者に対し、適切な情報を探し出せるように支援するサービスのことで、市民からの調査・相談に応じています。

受付件数は、インターネットの普及により減少傾向にありますが、レファレンスサービスでは、図書館ならではの情報が得られることから、近年ではより専門的な情報を求める利用者の相談も多く寄せられている状況です。

多様なレファレンスに対し的確な回答を行うためには知識と経験を要するため、市民の課題解決に結びつくレファレンスサービスを継続的に提供するためには、司書の育成が重要となります。

また、課題解決という視点では、市の行政機関についても活用を広げ、政策立案に資するレファレンスサービスを行っていくことで、市民にとってより価値の高いサービス提供につながるものと考えます。

【表 7】レファレンス受付件数の推移

